

三田市防犯カメラの設置及び運用に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、犯罪及び事故の未然防止並びに市民の安全安心の確保に寄与するため、三田市が設置し、管理する防犯カメラ等の設置及び運用に関し個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 防犯カメラ 犯罪の予防その他公共の安全の維持を目的として、不特定の者が往来する公道上やそれを撮影することのできる公共施設の壁面等に継続的に設置され画像として記録するカメラで、撮影装置、画像表示装置、画像記録装置及び関連機器で構成されるものをいう。
- (2) 防犯カメラの運用 防犯カメラにより撮影された画像（以下「画像」という。）の記録、保管、再生、複製、印刷、利用、消去（画像を記録した媒体（以下「記録媒体」という。）の廃棄を含む。）等を行うことをいう。

(管理責任者)

第3条 市長は、防犯カメラの適正な運用及び維持管理を図るため、防犯カメラの管理責任者（以下「管理責任者」という。）を置くものとする。

- 2 管理責任者は、防犯担当課長をもって充てる。
- 3 管理責任者は、防犯カメラの運用がこの要綱に則して適正に図られるよう努める。

(防犯カメラ及び防犯カメラ操作者の設置等)

第4条 市長は、防犯カメラの設置に当たって、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 設置場所については防犯効果の上がる場所を設定し、防犯効果を高めるとともに、必要のない個人の画像の撮影を防ぐため、設置場所及び撮影範囲を必要最小限とし、かつ個人の住居など私的空間が映り込まないように努めること。
- (2) 防犯カメラを設置する場所の出入口その他の見やすい場所に、防犯カメラが設置されている旨を掲示すること。

- 2 市長は、防犯カメラを設置したときは、防犯カメラによる撮影、記録及び画像の閲覧に係る操作（以下「防犯カメラの操作等」という。）を行う者（以下「防犯カメラ操作者」という。）を指定するものとする。
- 3 防犯カメラの操作等は、管理責任者及び防犯カメラ操作者（以下「管理責任者等」という。）以外の者が行ってはならない。
- 4 管理責任者等は、第1条に規定する目的以外で防犯カメラ操作等をしてはならない。
- 5 管理責任者等及び管理責任者等であった者は、防犯カメラの操作等により知り得た情報を他人に漏らし、又は不当な目的に利用してはならない。

（画像及び記録媒体の管理）

第5条 防犯カメラの画像を保管する期間は、原則として、撮影を行った日の翌日から起算して7日間以上14日間以内とし、当該期間経過後は、速やかにこれを消去しなければならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、市長が特に必要があると認める場合は、画像を保管する期間を別に定めることができる。
- 3 管理責任者等は、画像を撮影時の原状により保管するものとし、編集又は加工をしてはならない。
- 4 管理責任者等は、記録媒体を保管するときは、施錠等により防護された場所に保管しなければならない。
- 5 管理責任者等は、記録媒体を廃棄するときは、粉碎、溶解その他適切な方法を用いることにより、記録媒体からの画像の再生ができない状態にしなければならない。
- 6 管理責任者等は、前各項に定めるもののほか、管理する画像及び記録媒体について、流出、漏えい、盗難、紛失その他の事故が生じないように必要な措置を講じなければならない。

（利用及び提供の制限）

第6条 市長は、法第69条第2項に規定する場合を除き、画像、画像を複製したもの若しくは印刷したものその他の画像に係る情報で個人情報が含まれるもの（以下「画像個人情報」という。）を設置の目的以外の目的に利用し、又は第三者に提供してはならない。

2 法第69条第2項の規定に該当する場合において、提供する画像個人情報の範囲は、法の規定又はこの要綱の目的に照らし、必要かつ最小限でなければならない。

(苦情処理)

第7条 市長は、市民等から防犯カメラの設置及び運用に関する苦情等を受けたときは、速やかに対応し、適切な措置を講じなければならない。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この要綱は、平成24年10月1日から施行する。

この要綱は、平成29年5月23日から施行する。

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。